

取引業者の皆様へ

宝塚医療大学

誓約書の提出について（ご依頼）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本学におきましては、お取引先様のご理解とご協力を賜りながら適正な取引の実施に努めているところですが、世間では昨今依然として研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっていることから「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が平成26年2月18日付けで改正され、不正な取引に関与しない旨を表明した誓約書等の提出をお取引先様に対して求めることが要請されました。

これを受け、本学と取引を行う全てのお取引先様に対して別紙「誓約書」の提出をお願いすることになりました。研究費の不正・不適切使用は、いかなる理由によっても正当化されないものであります。本学としてはお取引先様との相互理解に基づく信頼醸成に努め、対等・健全な関係を構築し、適正取引に努める所存でございます。

つきましては本趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

誓約書

当社（当法人）は、学校法人平成医療学園宝塚医療大学（以下「宝塚医療大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 宝塚医療大学の会計関係規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 宝塚医療大学の教職員等関係者から不正な行為の依頼等があった場合には通報・相談窓口（総務課）に連絡すること

平成 年 月 日

宝塚医療大学長 殿

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

⑩